

最高裁大法廷決定（平成 28 年 12 月 19 日）
を踏まえた預金債権の相続に関する諸論点

2020 年 3 月

金融法務研究会

は し が き

本報告書は、金融法務研究会第2分科会における平成29年度の研究の内容を取りまとめたものである。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取りあげ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのI・各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのII」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会と第2分科会とに分けて研究を続けている。

第2分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成29年度は「最高裁大法廷決定（平成28年12月19日）を踏まえた預金債権の相続に関する諸論点」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「共同相続された預金債権の法律関係—普通預金債権を中心に」（中田裕康担当）、第2章で「遺産分割前の普通預金以外の預金（定期預金に限る）について」（山田誠一担当）、第3章で「預金の共同相続と個別執行・破産」（松下淳一担当）、第4章で「遺産分割前の預金契約（消費寄託部分）：相続開始後遺産分割前の預金の払戻し」（沖野眞巳担当）、第5章で「預金者死亡後の預金契約における委任的性質」（山下純司担当）、第6章で「民法（相続関係）改正と遺言による普通預金の承継」（加毛明担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、共同相続された預金債権が遺産分割されるまでの間の法律関係について、準共有構成と他の構成を比較しつつ検討し、問題の所在と構造を考察する。第2章においては、最高裁が示した遺産分割前の定期預金について分割払戻しが制限されているとの考え方の意義を明らかにし、遺産分割前の定期預金債権の法律関係を明らかにする。第3章においては、預金が共同相続された事案において、被相続人・相続人の債権者が預金債権を対象として強制執行する場合及び相続人の一人について破産手続が開始した場合の問題点について検討する。第4章においては、共同相続の場合のいわゆる相続預金について、相続開始後遺産分割前の段階における共同相続人の一人に対する預金の払戻しをめぐる法律関係として、特に相続法改正における「仮払い」制度を軸として、考察する。第5章においては、預金者の死亡後、遺産分割前の預金契約の性質について、消費寄託に係る法律関係以外の部分を中心に検討する。第6章においては、平成30年改正後の民法のもとで、普通預金が遺言による承継の対象とされた場合に、いかなる法律関係が生じるか、また、いかにして遺言の内容が実現されるかについて検討する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、同分科会においては、平成31年度（令和元年度）には「社会的要請の変化を踏まえた銀行取引における現代的課題」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

令和2年3月
金融法務研究会座長
岩原紳作

目 次

第1章 共同相続された預金債権の法律関係 (中田裕康)	1
1 はじめに —— 大法廷決定によって提起された問題	1
2 金銭債権の共同相続に関する判例	1
(1) 当然分割承継の原則	1
(2) 預金債権への当然分割承継原則の適用	2
(3) 定額貯金債権についての例外の承認	2
(4) 準共有構成の展開	3
(5) 本決定と平成29年判決	3
3 考えられる法律関係	6
(1) 「準共有」についての検討課題	6
(2) 検討対象とする法律構成	9
4 各法律構成の帰結	10
(1) 検討の枠組み	10
(2) 具体的問題の検討	11
(3) 法定相続分と具体的相続分の調整	14
(4) 遺産分割前の預金債権の法律関係	15
第2章 遺産分割前の普通預金以外の預金（定期預金に限る）について (山田誠一)	16
1 はじめに	16
2 平成28年の最高裁決定および平成29年の最高裁判決	16
(1) 前掲・最大決平成28年12月19日	16
(2) 前掲・最判平成29年4月6日	18
(3) 定期預金債権とゆうちょ銀行の定期貯金債権についての最高裁判所の考え方	19
3 相続開始前の定期預金債権	21
(1) 定期預金の一部についての払戻しなど	21
(2) 定期預金債権についての差押え、および、取立てなど	23
(3) 定期預金の分割払戻しの制限の意義	24
4 遺産分割前の定期預金債権をめぐる法律関係	25
(1) 共同相続人全員が揃ってする払戻し	25
(2) 共同相続人の1人がする払戻し	26
(3) 定期預金債権に対する差押え	27
(4) 定期預金債権と銀行が有する債権との相殺	28
第3章 預金の共同相続と個別執行・破産 (松下淳一)	31
1 はじめに	31
2 共同相続された預金に対する個別執行	32

(1) 差押え	32
(2) 満足	34
3 共同相続人の一人の破産	36
第4章 遺産分割前の預金契約（消費寄託部分）：相続開始後遺産分割前の預金の払戻し	
(沖野眞巳)	38
1 はじめに	38
2 前提となる法律関係（判例の展開）：分割債権から全員による行使（各別行使不可）の債権への転換	38
(1) 平成28年大法廷決定前	38
(2) 平成28年大法廷決定後	43
3 相続法改正における仮払制度	45
(1) 仮払制度等の提案・概要	45
(2) 仮払制度の位置付け	46
(3) 使途との関係	47
4 相続法改正下での「便宜払い」	48
(1) 相続法改正提案の下での「便宜払い」の役割・機能	48
(2) 「便宜払い」の構成	50
(3) 「便宜払い」の効果	52
(4) 定型約款による処理	53
(5) 定型約款の変更による既往の預金契約への対応	53
5 おわりに	54
第5章 預金者死亡後の預金契約における委任的性質（山下純司）	
1 はじめに	56
2 委任的性質を有することの意義	57
(1) 取引経過開示義務の根拠	57
(2) 委任の終了事由としての委任者の死亡	57
(3) 預金特有の考慮	58
3 預金者死亡後に定期預金の満期が到来した場合	59
(1) 定期預金の自動継続処理について	59
(2) 遺産分割との関係	60
(3) 特約のない場合	61
4 預金者死亡後に、預金口座に振込がなされた場合	62
(1) 振込の法律関係	62
(2) 預金者死亡後の振込の受入れ	62
(3) 入金処理の取消しありは可能か	63

5	預金者死亡後に自動引落しがなされた場合	64
(1)	自動引落しについて	64
(2)	相続された債務についての自動引落し	64
(3)	預金者死亡後に発生した債務についての自動引落し	65
6	おわりに	65
第6章 民法（相続関係）改正と遺言による普通預金の承継（加毛明）		67
1	はじめに	67
(1)	検討の目的と対象	67
(2)	検討の視点	69
(3)	検討の順序	71
2	遺贈による普通預金の承継	71
(1)	預金債権の承継	71
(2)	預金債権承継の対抗	73
(3)	預金契約の承継と遺言内容の実現	74
3	特定財産承継遺言による普通預金の承継	75
(1)	法定相続	75
(2)	特定財産承継遺言	83
4	遺言執行者がある場合における遺言の実現	91
(1)	遺贈による普通預金の承継	91
(2)	特定財産承継遺言による普通預金の承継	96
5	おわりに	101
(参考) 金融法務研究会第2分科会の開催および検討事項		102